

# 金融庁、有価証券報告書レビューの 2024年度審査結果及び2025年度審査テーマを公表

2024年度に実施した有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意事項等、2025年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビューの実施内容が公表されました。

サステナビリティ

政策保有株式



## News

- サステナビリティに関する考え方及び取組み（ガバナンス、リスク管理、戦略並びに指標及び目標、人的資本、参照方式）、従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等（コーポレート・ガバナンスの概要、内部監査の状況、政策保有株式）において、前年度の審査結果と同様の課題が識別されています。
- 2025年度の法令改正等関係審査及び重点テーマ審査の対象は以下のとおりです。

（法令改正等関係審査）	（重点テーマ審査）
● 重要な契約等の開示	● サステナビリティに関する企業の取組の開示
● 政策保有株式及び純投資目的の株式の開示	● コーポレート・ガバナンスに関する開示（政策保有株式関連の開示を含む）
● 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価の範囲	
● 株主総会前の適切な情報提供	



## Background

有価証券報告書レビューは、**有価証券報告書の記載内容の適正性を確保**するとともに、**記載内容の充実化の促進**の観点から金融庁及び財務局等が連携して実施するものです。

具体的には、**法令改正等関係審査（全ての提出会社が対象）**、**重点テーマ審査**及び**情報等活用審査（個別の質問票が送付された会社が対象）**の3つを柱としています。



## Insight

金融庁による公表資料では、2024年度の審査で識別された課題と具体的な留意事項等が事例を交えて解説されています。また、課題への対応にあたって参考となる開示事例集も公表され、提出会社による**自主的な改善**に活用されることが期待されています。

なお、法令改正等関係審査の**調査票**は、有価証券報告書及び内部統制報告書の作成時やその準備段階で適宜参照し、提出前のチェックで利用する等、**開示漏れ等の防止**の観点で利用することは効果的と考えられます。

## 1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等について

### (1) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意事項等

「サステナビリティに関する考え方及び取組」のリスク管理、人的資本や「コーポレート・ガバナンスの状況等」の政策保有株式に関する開示を中心に、前年度審査で識別された課題が識別されています。また、訂正内部統制報告書の「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」の記載について課題が識別されています。

識別された課題及び留意すべき事項のうち主なものは、以下のとおりです（下線箇所は、当年度新たに識別された課題）。

#### ① サステナビリティに関する企業の取組の開示

課題	法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項※
<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続の内容について記載する</li> <li>執行体制に関する記載だけでなく、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められている</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程の記載がない又は不明瞭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載する</li> <li>サステナビリティ関連の機会についても、このような過程を記載する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭</li> <li>サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載が求められている</li> <li>サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組やサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報として規定されていることに留意する</li> </ul>

課題	法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項※
<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略並びに指標及び目標のうち、<b>重要なものについて記載がない</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、<b>投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる</b>」としていること等を参考にすることが考えられる</li> <li>気候変動関連の戦略並びに指標及び目標について、重要性がないという理由で記載を省略しているにもかかわらず、<b>他の公表資料（統合報告書やウェブサイト等）では、気候変動を重要な課題として識別した上で関連する戦略並びに指標及び目標について開示している場合、有価証券報告書に記載すべき重要な戦略並びに指標及び目標が記載されていない可能性がある</b></li> <li>戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについては、<b>提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象</b>に記載が求められている</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>人的資本に関する方針、指標、目標及び実績の<b>いずれかの記載がない又は不明瞭</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を<b>戦略の項目において記載し</b>、当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を<b>指標及び目標の項目において記載する</b></li> <li>具体的に設定・把握していない等の理由により、これらの項目を記載することが困難な場合には<b>その旨及び記載することが困難な理由</b>を記載することが考えられる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>人的資本に関する指標、目標及び実績が<b>連結会社ベースの記載になっていない</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースの開示</b>が求められている。連結会社ベースの開示が困難な場合には、その旨、開示が困難な理由、開示対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、<b>記載上の不備がある</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して省略する場合、<b>他の箇所に記載の旨を記載するとともに、当該他の箇所において「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を適切に記載する必要がある</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、<b>公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>開示府令に規定する事項は有価証券報告書に記載する必要があり</b>、その上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされている</li> </ul>

② コーポレート・ガバナンスの状況等の開示

課題	法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項※
<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催頻度、具体的な検討内容、個々の役員の出席状況及び常勤の監査役の活動について、それぞれ当該事業年度における実績を記載することが求められている</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査が取締役会に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査部門が取締役会に直接報告を行う仕組みの有無についても記載することが求められている。直接報告を行う仕組みが無い場合には、その旨を記載することに留意する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>政策保有株式の銘柄ごとの保有目的（保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む）が具体的に記載されていない</li> <li>政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策保有株式の銘柄ごとの開示においては、保有目的を具体的に記載することが求められている</li> <li>保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を具体的に記載することが求められている</li> <li>政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が株式の持合いを通じた安定株主の確保にある場合には、当該目的を記載することが求められている</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある</li> <li>銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出会社の保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容について記載する際には、実態に基づいて適切に記載する必要がある</li> <li>経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果（定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法）を具体的に記載することが求められている</li> </ul>

課題	法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項※
<ul style="list-style-type: none"><li>政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている</li><li>政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>2025年1月改正の開示府令及び開示ガイドラインの規定に従い、適切な開示を行う必要がある</li><li>純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう。このため、取引関係の維持・強化や安定株主の確保などの純粋な純投資目的以外の目的も含まれている場合には、政策保有株式として区分した上で、その保有目的の内容を、投資者が理解できるように、具体的に記載することが求められる</li></ul>

※ 上記以外の留意事項及び「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項（投資家・アナリスト・有識者の期待等）」は、[金融庁の公表資料](#)をご参照ください。

## (2) 有価証券報告書レビューにおいて識別された課題対応にあたって参考となる開示例集

今後の提出会社による自主的な改善に資するよう、2024年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された課題への対応にあたって参考となる[開示例集](#)が、「令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」の別冊付録として公表されています。

## 2. 有価証券報告書レビューの実施について

2025年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビュー（審査）の実施概要は以下のとおりです。また、過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められた会社についても別途審査が実施されます。

### (1) 法令改正等関係審査

2025年度の主な審査対象は、以下のとおりです。

- 重要な契約等の開示に関する調査項目
- 政策保有株式及び純投資目的の株式の開示に関する調査項目
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価の範囲に関連した記載事項に関する調査項目
- 株主総会前の適切な情報提供に関する調査項目

### (2) 重点テーマ審査

2024年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、2025年度においても以下の項目が重点テーマとされています。

- サステナビリティに関する企業の取組の開示
- コーポレート・ガバナンスに関する開示（政策保有株式関連の開示を含む）

また、2025年3月に金融担当大臣より発出された「[株主総会前の適切な情報提供について（要請）](#)」に関する法令改正等関係審査対象である「株主総会前の適切な情報提供に関する調査項目」の調査票の回答を勘案し、重点テーマ審査において深度ある調査を実施するとされています。

### (3) 情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案した審査を行うことがあるとされています。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public